学位論文審査に関する手引き

―修士論文の提出―

―博士論文の提出―

近畿大学大学院

目　　次

近畿大学学位規程【抜粋】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
学位規則【抜粋】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

学位申請に関する提出書類〔修士〕
修士論文の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
修士の学位授与までの手順について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

付　　表
1.　修士論文審査および最終試験受験申請書
2.　修士論文審査委員（予定）名簿
3.　学位論文審査結果の報告書
4.　修士学位論文最終試験結果の報告書

学位申請に関する提出書類〔修士〕
特定の課題についての研究成果の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
修士の学位授与までの手順について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

付　　表
5.　特定の課題についての研究成果の審査および最終試験受験申請書
6.　特定の課題についての研究成果の審査委員（予定）名簿
7.　特定の課題についての研究成果の審査結果の報告書
8.　特定の課題についての研究成果の最終試験結果の報告書

学位申請に関する提出書類〔博士〕
課程修了による博士学位の申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
論文提出による博士学位の申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
博士学位論文審査料(手数料)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
博士の学位授与までの手順について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

付　　表
9.　博士論文審査および最終試験受験申請書（課程修了による）
10.　博士論文審査および最終試験受験申請書（論文提出による）
11.　履歴書
12.　博士論文審査委員（予定）名簿
13.　外国語検定試験合格証明着（課博）
14.　学力の確認および外国語の検定合格証明書（論博）
15.　学位論文審査結果の報告書（課博　・論博）

16. 学位論文最終試験結果の報告書（課博 ・論博）
17. 博士論文（装丁見本）
18. 論文要旨（装丁見本）、研究業績一覧表
19. 論文目録（装丁見本）
20. SUMMARY（装丁見本）
21. 博士論文（英語論文装丁見本）
22. 論文要旨（英語論文装丁見本）
23. 博士論文インターネット公表（近畿大学学術情報リポジトリ掲載）確認書
24. ＜博士学位論文本文のインターネット公表可否確認①＞詳細
25. ＜博士学位論文本文のインターネット公表可否確認②＞詳細

近 畿 大 学 学 位 規 程【抜 粋】

昭和45年４月１日
最近改正　令和５年４月１日

第１章　総則

（制定）

第１条　この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第９号）の規定に基づき、本学の学位に関する事項を定めたものである。

（学位の種類）

第２条　本学において授与する学位は、次のとおりとする。

（修士及び博士）

法学研究科	修士（法学）	博士（法学）
商学研究科	修士（商学）	博士（商学）
経済学研究科	修士（経済学）	博士（経済学）
総合理工学研究科	修士（理学）	博士（理学）
	修士（工学）	博士（工学）
	修士（建築学）	
薬学研究科	修士（薬科学）	博士（薬学）
		博士（薬科学）
総合文化研究科	修士（文学）	
	修士（文化学）	
	修士（社会学）	
	修士（心理学）	
農学研究科	修士（農学）	博士（農学）
生物理工学研究科	修士（工学）	博士（工学）
システム工学研究科	修士（工学）	博士（工学）
産業理工学研究科	修士（工学）	博士（工学）
医学研究科		博士（医学）
実学社会起業イノベーション学位プログラム	修士（学術）	

（修士の学位授与の要件）

第４条　修士の学位は、本大学院修士課程又は博士前期課程に２年以上（近畿大学大学院学則第17条ただし書きの適用を受けることが認められた者は１年以上）在学し、正規の授業を受け、各研究科において定められた単位数（別表１）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して大学院委員会の議を経て学長がこれを授与する。ただし、前項の場合において、当該博士課程の前期課程又は修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

（博士の学位授与の要件）

第５条　博士の学位は、本大学院博士後期課程に３年以上（医学研究科博士課程及び薬学研究科薬学専攻博士課程において原則として４年以上）在学し、正規の授業を受け、各研究科において定められた単位数（別表１）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して大学院委員会の議を経て学長がこれを授与する。

２　前項の定めるもののほか、博士の学位は、所定の学位論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、前項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認された者に対しても授与する。

第２章　修士の学位

（修士論文の提出）

第７条　修士の学位論文（以下「修士論文」という。）は、指導教員の承認と指導の下に作成、提出するものとする。

２　修士論文を提出しうる者は、既に所定の単位を修得した者又は論文審査終了までに修得する見込みのある者で、かつ、外国語の学力等に関する検定に合格した者とする。ただし、研究科委員会が認めたときは、外国語の学力等に関する検定を免除することができる。

３　修士論文は、指導教員を通じて研究科委員会に提出しなければならない。

４　修士論文提出の期限は、研究科内規に定める。

（修士論文の審査）

第８条　修士論文の審査は、当該研究科委員会の定める審査委員によってこれを行う。

２　修士論文の審査は、その論文に関連ある博士前期課程（修士課程）担当教員３名以上をもってあて、そのうち１名が主査を務める。ただし、必要があるときは、他の審査委員（本学他研究科教員、他大学教員等学外審査委員を含む）を加えることができる。

（最終試験）

第９条　修士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって前条の審査委員が修士論文を中心として口頭又は筆答試問によって行う。ただし、必要により関連のある科目について行うこともある。

（修士論文合格基準）

第10条　修士論文は、当該専攻の学問分野における精深な学識と研究能力を有すると認めた者をもって合格とする。

（審査の時期）

第11条　修士論文の審査及び最終試験の時期は、研究科内規に定める。

（合否の決定）

第12条　審査委員は、論文審査及び最終試験が終了したときは、審査及び試験の結果に学位授与の可否についての意見を添えて研究科委員会に報告しなければならない。

２　研究科委員会は、前項の審査報告に基づき、論文の審査及び最終試験の合否を議決しなければならない。

３　前項の議決には、研究科委員会の構成員の３分の２以上が出席し、その過半数の同意を要する。

（学位の授与）

第13条　研究科委員会は、合否の議決結果に意見を付し、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。

２　学長は、前項の合否の議決結果報告に基づき、修士の学位を授与する。

第３章　博士の学位

第１節　課程修了による学位

（博士論文の提出）

第14条　博士の学位論文（以下「博士論文」という。）は、指導教員の承認と指導の下に作成、提出するものとする。

２　博士論文を提出しうる者は、既に所定の単位を修得した者又は論文審査終了までに修得する見込みのある者で、かつ外国語の学力等に関する検定に合格した者とする。

３　博士論文は、指導教員を通じて研究科委員会に提出しなければならない。

４　博士論文提出の期限は、研究科内規に定める。

５　博士論文を提出し得る期間は、大学院学則第18条に規定する最長在学年数を超えることができない。この場合において、博士論文は在学中に提出するものとする。

（博士論文の審査）

第15条　博士論文の審査は、当該研究科委員会の定める審査委員によってこれを行う。

２　博士論文の審査は、その論文に関連ある博士後期課程担当教員３名以上をもってあて、そのうち１名が主査を務める。ただし、必要があるときは、他の審査委員（本学他研究科教員、他大学教員等学外審査委員を含む）を加えることができる。

（最終試験）

第16条　博士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって前条の審査委員が博士論文を中心として口頭又は筆答試問によって行う。ただし、必要により関連ある科目について行うこともある。

（博士論文合格基準）

第17条　博士の学位論文は、当該専攻の学問分野における独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに専攻分野に関して研究を指導する能力があると認めた者をもって合格とする。

（審査の時期）

第18条　博士論文の審査及び最終試験の時期は、研究科内規に定める。

（合否の決定）

第19条　審査委員は、論文審査及び最終試験が終了したときは、論文内容の要旨、審査結果の要旨及び試験の結果に学位授与の可否についての意見を添えて、研究科委員会に報告しなければならない。

２　研究科委員会は、前項の審査報告に基づき、論文の審査及び最終試験の合否を議決しなければならない。

３　前項の議決には、研究科委員会の構成員の３分の２以上が出席し、無記名投票によりその３分の２以上の同意を要する。

（学位の授与）

第20条　研究科委員会は、合否の議決結果に意見を付し、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。

２　学長は、前項の合否の議決結果報告に基づき、博士の学位を授与する。

第２節　論文提出による学位

（論文提出による学位の授与）

第21条　研究科委員会が第５条第２項の規定に該当する者と確認したときは、意見を付し大学院委員会の議を経て、学長に報告する。

２　学長は、前項の報告に基づき、博士の学位を授与する。

（学位申請手続）

第22条　前条の規定により学位を申請する者は、学位申請書に博士論文、論文要旨、履歴書、論文目録及び別に定める審査手続料を添えて研究科委員会を通じて学長に提出しなければならない。

２　前項により提出する論文には参考として他の論文を添付することができる。

第23条　（削除）

（学位申請論文の受理）

第24条　学位申請論文は、研究科委員会の決定によりこれを受理する。

２　一旦受理した博士論文及び審査手数料は、これを返還しない。

（学力の確認）

第25条　第21条により博士論文を受理したときは、当該申請者について、その専攻学術に関する学力の確認及び外国語の学力等に関する検定を行ったうえで審査に附する。ただし、研究科委員会が業績、経歴等により学力の確認を行いうると認めたときは、検定の全部又は一部を免除することができる。

２　専攻学術及び外国語に関する学力の確認は、博士課程所定の単位を修得した者と同等以上の学力の有無を口頭又は筆答試問によって行う。

３　本条に規定する学力確認の方法は、研究科委員会が定める。

第26条　（削除）

（博士論文の審査方法）

第27条　第21条による学位申請者の博士論文の審査試問及び判定等については、第15条、第16条、第17条及び第19条の規定を準用する。

２　博士論文の審査試問は、第25条に規定する学力の確認を行った後１ヵ年以内に終了するものとする。ただし、研究科委員会の議を経て、その期間を１年以内に限り延長することができる。

（審査手数料）

第28条　第７条、第14条又は第21条の規定により博士論文を提出して審査を申請する者は、審査手数料を納付しなければならない。ただし、審査手数料は別表２に定める。

第３節　学位論文の公表

（学位論文要旨等の公表）

第29条　本大学において、博士の学位を授与したときは、その学位を授与した日から３ヵ月以内にその学位論文の内容の要旨及び審査の要旨について、インターネットの利用による公表（以下「ネット公表」という。）を行う。

（学位授与の報告）

第30条　本大学において、博士の学位を授与したときは、大学は学位を授与した日から１ヵ月以内に授与した者の氏名、論文の審査要旨、最終試験の成績その他必要事項を文部科学大臣に報告するものとする。

（学位論文の公表）

第31条　本大学において、博士の学位を授与された者は、１ヵ年以内にその論文を「近畿大学審査学位論文」と明記して、ネット公表しなければならない。ただし、学位の授与される前にすでにネット公表されているときはこの限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該論文の全文に代えて内容を要約したものをネット公表することについて、本大学に承認を求めることができる。なお、本大学は、要約によるネット公表について承認を行ったときは、当該論文の全文を求めに応じ閲覧に供するものとする。

第４章　雑則

（学位の取消）

第32条　本大学において、学士、修士又は博士の学位の授与を受けたものに、次の事実があった場合、当該学部教授会、研究科委員会及び大学院委員会は、その内容を審議し意見を付して学長に報告するものとする。

（１）　不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。

（２）　名誉を汚辱する行為があったとき。

２　前項の学部教授会、研究科委員会及び大学院委員会の議決は、それぞれ構成員の３分の２以上が出席し、無記名投票によりその３分の２以上の同意を要する。

３　学長は、第１項の報告に基づき、学位の授与を取消し、学位記を返付せしめ、かつその旨公表する。

（学位の名称）

第33条　本学から学位を授与された者が、学位の名称を使用する場合は、次のように本大学名を附記するものとする。

学士（○○）（近畿大学）

修士（○○）（近畿大学）　博士（○○）（近畿大学）

（学位論文の保存）

第34条　審査を終了した学位論文の１部（１通）は、本大学図書館に保存する。

（学位記の様式等）

第35条　学位記の様式及び学位の申請に必要な書類の様式は、別紙のとおりとする。

附　則

この規程は、昭和45年４月１日から施行する。

附　則（平成10年９月28日）

この規程の改正は、平成10年９月28日から施行する。

附　則（平成11年４月１日）

この規程の改正は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成14年４月１日）

この規程の改正は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成16年４月１日）

この規程の改正は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年４月１日）

この規程の改正は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成19年４月１日）

この規程の改正は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年４月１日）

この規程の改正は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年４月１日）

この規程の改正は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年４月１日）

この規程の改正は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年４月１日）

この規程の改正は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年４月１日）

この規程の改正は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年４月１日）

この規程の改正は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年４月１日）

この規程の改正は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日）

この規程の改正は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年４月１日）

この規程の改正は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年４月１日）

この規程の改正は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日）

この規程の改正は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日）

この規程の改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日）

この規程の改正は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和5年４月１日）

この規程の改正は、令和5年４月１日から施行する。

別表１

博士前期（修士）課程・博士後期・博士課程修了に要する単位数

研究科・専攻	博士前期・修士課程	博士後期課程	博士課程
法学研究科 法律学専攻	専修科目　８単位 研究倫理　１単位 専修科目以外の科目23単位以上 合計32単位以上	専修科目　16単位 研究倫理　１単位 専修科目以外の科目３単位以上 合計20単位以上	
商学研究科 商学専攻	専修科目　10単位 専修科目以外の科目20単位以上 合計30単位以上	専修科目　16単位 合計16単位以上	
経済学研究科 経済学専攻	専修科目　10単位 専修科目以外の科目20単位以上 合計30単位以上	専修科目　16単位 専修科目以外の科目４単位以上 合計20単位以上	
総合理工学研究科 理学専攻 物質系工学専攻 メカニックス系工学専攻 エレクトロニクス系工学専攻 環境系工学専攻 建築デザイン専攻	専修科目　２単位 特別研究　12単位 専修科目以外の科目16単位以上 合計30単位以上	専修科目　８単位 専修科目以外の科目２単位以上 合計10単位以上	
東大阪モノづくり専攻	専修科目　２単位 特別研究　16単位 特別演習　４単位 専修科目以外の科目14単位以上 合計36単位以上	専修科目　10単位 演習科目　８単位 専修科目以外の科目２単位以上 合計20単位以上	

薬学研究科 薬科学専攻 （博士前期課程） （博士後期課程） 薬学専攻 （博士課程）	専修科目　20単位 専修科目以外の科目　10単位以上 合計 30単位以上	専修科目　18単位 専修科目以外の科目 11単位以上 合計 29単位以上	臨床薬学コース 専修科目　20単位 専修科目以外の科目　16単位以上 合計36単位以上 医療生命薬学コース 専修科目　20単位 専修科目以外の科目　16単位以上 合計36単位以上 がん専門薬剤師養成コース 専修科目　10単位 専修科目以外の科目　26単位以上 合計36単位以上
総合文化研究科 日本文学専攻 英語英米文学専攻 文化・社会学専攻 心理学専攻	専修科目　８単位 専修科目以外の科目　22単位以上 合計 30単位以上		
農学研究科 農業生産科学専攻 水産学専攻 応用生命化学専攻 環境管理学専攻 バイオサイエンス専攻	専修科目18単位以上と 専修科目以外の科目とを合わせて 合計 30単位以上	専修科目　18単位 専修科目以外の科目 ４単位以上 合計 22単位以上	
生物理工学研究科 生物工学専攻 生体システム工学専攻	専修科目　４単位 特別研究及び必修科目 18単位 専修科目以外の科目　８単位以上 合計 30単位以上 専修科目　４単位 特別研究及び必修科目 18単位 専修科目以外の科目　８単位以上 合計 30単位以上	専修科目　６単位 合計 ６単位以上 専修科目　６単位 専修科目に関連する ２単位 特別演習科目 合計 ８単位以上	
システム工学研究科 システム工学専攻	専修科目　２単位 特別研究　12単位 専修科目以外の科目　16単位以上 合計 30単位以上	専修科目　６単位 専修科目以外の科目 ４単位以上 合計 10単位以上	

産業理工学研究科 産業理工学専攻	専修科目　２単位 特別研究　12単位 セミナー　４単位 専修科目以外の科目　４単位以上 基礎共通科目　８単位以上 関連科目 合計 30単位以上	専修科目　４単位 専修科目に関連する演習科目　６単位 合計 10単位以上	
医学研究科 医学系専攻			専修科目　24単位以上 選択科目から　６単位以上 合計30単位以上
実学社会起業イノベーション学位プログラム	特別研究及び必修科目 38単位 選択必修科目　２単位以上 合計 40単位以上		

別表２

博士学位論文審査料（手数料）

<table>
<tr><th>種類</th><th>区分</th><th>研究科名</th><th>審査手数料</th></tr>
<tr><td rowspan="4">博士学位</td><td rowspan="2">課程修了者の学位申請</td><td>法学
商学
経済学
総合理工学
薬学
農学
生物理工学
システム工学
産業理工学</td><td>無料</td></tr>
<tr><td>医学</td><td>50,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">論文提出による者の
学位申請</td><td>法学
商学
経済学
総合理工学
薬学
農学
生物理工学
システム工学
産業理工学</td><td>（１）　本学園の専任教職員の場合：
50,000円
（２）　上記（１）以外の場合：
200,000円</td></tr>
<tr><td>医学</td><td>（１）　本学園の専任教職員の場合：
100,000円
（２）　大学院医学特別研究生：
250,000円</td></tr>
</table>

学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条第一項の規定に基き、学位規則を次のように定める。

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　大学が行う学位授与（第二条―第五条の三）
第三章　短期大学が行う学位授与（第五条の四）
第四章　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与（第六条・第七条）
第五章　雑則（第八条―第十三条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第百四条第一項から第四項までの規定により大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

第二章　大学が行う学位授与

（学士の学位授与の要件）

第二条　法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（短期大学を除く。第十条、第十条の二、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

第三条　法第百四条第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

２　前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四条第三項の規定により前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第十六条及び第十六条の二に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

（博士の学位授与の要件）

第四条　法第百四条第一項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

２　法第百四条第二項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

（学位の授与に係る審査への協力）

第五条　前二条の学位の授与に係る審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位）

第五条の二　法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

区分	学位
専門職大学院の課程（次項以下の課程を除く。）を修了した者に授与する学位	修士（専門職）
専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士（専門職）
専門職大学院設置基準第二十六条第一項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	教職修士（専門職）

（専門職学位の授与の要件）

第五条の三　法第百四条第一項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

第三章　短期大学が行う学位授与

（短期大学士の学位授与の要件）

第五条の四　法第百四条第三項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

第四章　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与

（学士、修士及び博士の学位授与の要件）

第六条　法第百四条第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一　大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者

二　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち法第五十八条の二（法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの

三　専修学校の専門課程を修了した者のうち法第百三十二条の規定により大学に編入学することができるもの

四　外国において学校教育における十四年の課程を修了した者

五　その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2　法第百四条第四項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

（学位授与の審査への参画）

第七条　前条の学位の授与の審査に当たっては、大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

第五章　雑則

（論文要旨等の公表）

第八条　大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第九条　博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

（専攻分野の名称）

第十条　大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

（共同教育課程に係る学位授与の方法）

第十条の二　大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。

（学位の名称）

第十一条　学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の名称を付記するものとする。

（学位授与の報告）

第十二条　大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から三月以内に、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（学位規程）

第十三条　大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

２　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、第六条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに、これを官報に公示するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和三一年五月二九日文部省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和三七年三月三一日文部省令第一三号）

この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附　則　（昭和四〇年三月六日文部省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和四〇年三月二九日文部省令第一〇号）

この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附　則　（昭和四四年三月五日文部省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和四四年四月一日文部省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和四九年六月七日文部省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和四九年六月二〇日文部省令第二九号）

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附　則　（昭和五二年五月二日文部省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五三年三月一日文部省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五三年一一月九日文部省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和五六年一月一七日文部省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（平成元年九月一日文部省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（平成元年一〇月二六日文部省令第四三号）

（施行期日）

1　この省令は、平成二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二年三月三十一日に大学院において獣医学を履修する修士課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者については、改正後の学位規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則　（平成三年六月三日文部省令第二七号）

この省令は、平成三年七月一日から施行する。

附　則　（平成五年四月二三日文部省令第二四号）

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の学位規則第十二条の規定にかかわらず、同条に規定する報告の様式については、平成六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附　則　（平成一〇年八月一四日文部省令第三四号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則　（平成一二年三月三一日文部省令第三五号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則　（平成一二年一〇月三一日文部省令第五三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則　（平成一五年三月三一日文部科学省令第一五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附　則　（平成一六年三月三一日文部科学省令第一五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則　（平成一七年九月九日文部科学省令第四〇号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附　則　（平成一九年三月一日文部科学省令第二号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則　（平成一九年七月三一日文部科学省令第二二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則　（平成一九年一二月一四日文部科学省令第三九号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号）　抄

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附　則　（平成二〇年一一月一三日文部科学省令第三五号）

この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附　則　（平成二四年三月一四日文部科学省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（平成二五年三月一一日文部科学省令第五号）

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の学位規則（以下「新学位規則」という。）第八条の規定は、この省令の施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3　新学位規則第九条の規定は、この省令の施行の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附　則　（平成二八年三月三〇日文部科学省令第一〇号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則　（平成二八年四月一日文部科学省令第二三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

学位論文審査に関する手引

―修士論文の提出―

修士論文の提出について

1．　提出資格

修士課程または博士前期課程に２年以上在学して正規の授業を受け既に所定の単位を修得した者または論文審査終了までに修得する見込みのある者で、かつ外国語の学力等に関する検定に合格した者とする。

ただし、研究科委員会が認めたときは、外国語の学力等に関する検定を免除することができる。

2．　提出資料

（1）　修士論文審査および最終試験受験申請書（付表１）

（2）　論文

（3）　論文内容の要旨

論文、論文内容の要旨はデータ（USB、CD-R 等）にて提出してください。

※ 修士学位論文審査手数料は無料です。

3．　提出先

上記資料を揃えて、指導教員に提出してください。

4．　提出期限

修士論文提出の期限は、研究科内規に定める。

5．修士論文作成上の注意

論文題目には別題目（論文で用いた言語と異なる言語による題目）を加えることができます。別題目を加える場合は論文題目の後に括弧を付けて別題目を併記してください。

修士論文および論文内容の要旨は、下記の様式に従って作成しなければ受理されません。

（1）論文および論文内容の要旨とも Word（A4 サイズ）またはこれに準ずるもので作成してください。

（2）論文および論文内容の要旨の書き方は、横書きで表面のみ使用し、左 2.5 ㎝、右 1.5 ㎝の余白を設けてください。

（3）論文表紙および内表紙、論文内容の要旨の表紙はそれぞれ次頁の様式を参照してください。

論文表紙

修士論文

年度

近畿大学大学院
法学研究科法律学専攻
22-1-234-567
氏　　名

論文内表紙

修士論文

題　　目

論文内容の要旨表紙

修士論文

年度

論文内容の要旨
題　　目

近畿大学大学院
法学研究科法律学専攻
22-1-234-567
氏　　名

(1)、(2)、(3) A4 サイズに設定

修士の学位授与までの手順について

(1) 論文の提出

学生は「学位論文審査に関する手引」を参照し論文を提出。

指導教員は付表１の添付資料（論文、論文内容の要旨）をまとめて専攻長に提出してください。

専攻長は付表１を当該学部（キャンパス）学生センターに提出してください。

(2) 論文の受理

専攻長は論文の受理を専攻会議にはかり、同時に審査委員を決定し、審査委員名簿を当該学部（キャンパス）学生センターに提出してください。（付表２は各専攻で作成）

(3) 論文の審査

専攻長より論文を主査・副主査に配付し審査を依頼します。

(4) 公聴会および最終試験

論文提出者の研究成果を確認するため審査委員は論文を中心として口頭または筆答試問を行います。ただし必要により関連の科目について行うこともあります。

(5) 論文審査結果の報告

主査は審査結果の意見にもとづき、審査結果の報告書（付表３）および最終試験結果の報告書（付表４）を作成し、論文および上記必要書類を専攻長に提出してください。

専攻長はこれらをとりまとめ当該学部（キャンパス）学生センターに提出してください。

(6) 論文の審査および最終試験の合否議決

研究科委員会

(あらかじめ研究科委員に審査結果の報告書をとりまとめ配付します)

(7) 学位授与の承認

大学院委員会（6 月・9 月・12 月・3 月）

(8) 修士の学位授与

学長

付　　表

≪ 修 士 論 文 ≫

【学位申請者作成】

（付表 1）近畿大学修士論文審査および最終試験受験申請書

　　論文内容の要旨

【研究科作成】

（付表 2）修士論文審査委員（予定）名簿

（付表 3）学位論文審査結果の報告書

　　論文審査結果の要旨

（付表 4）修士学位論文最終試験結果の報告書

付表１

学籍番号：

近畿大学修士論文審査および最終試験受験申請書

年　　月　　日

近畿大学
学長　細井　美彦　殿

学位申請者
申請学位　：　修士（　　学）

研 究 科　：

専　　攻　：

指導教員　：
（専修科目）　：

ふりがな　：　○○　○○
氏　　名　：　○○　○○

生年月日　：　○○○○年○月○日

近畿大学学位規程第７条の規定により修士論文の審査
および最終試験の受験を申請いたします。

論文題目	

添付書類	・論文 ・論文内容の要旨 （注）「論文・内容の要旨」は本学規定の書式によること。

（修士学位申請用）

論　文　内　容　の　要　旨

付表 2

研究科　　専攻　修士論文審査委員（予定）名簿

専攻長

入学年度	学籍番号	氏名	専修科目 （指導教員）	修士論文題目	主査	副主査	副主査

付 表 3

学 位 論 文 審 査 結 果 の 報 告 書

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生 年 月 日　　年　　月　　日

学 位 の 種 類　　修　　士　（　　学）

学位授与の条件　　学 位 規 程 第4条 該 当
（修士の学位）

合否判定資料の論文題目と一致
しているか確認をしてください。

論 文 題 目 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

審 査 委 員

（主　査）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（副主査）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（副主査）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指 導 教 員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

論　文　審　査　結　果　の　要　旨

付表 4

（修士）

修士学位論文最終試験結果の報告書

年　　月　　日

審　査　委　員	主　査
	副主査
	副主査
学位申請者氏名	
論　文　題　目	

学位論文審査に関する手引

―特定の課題についての研究成果の提出―

特定の課題についての研究成果（以下、「研究成果」）の提出について

１． 提出資格

修士課程または博士前期課程に２年以上在学して正規の授業を受け既に所定の単位を修得した者または研究成果終了までに修得する見込みのある者で、かつ外国語の学力等に関する検定に合格した者とする。

ただし、研究科委員会が認めたときは、外国語の学力等に関する検定を免除することができる。

２． 提出資料

（1） 研究成果の審査および最終試験受験申請書（付表 5）

（2） 研究成果

（3） 研究成果内容の要旨

研究成果、研究成果内容の要旨はデータ（USB、CD-R 等）にて提出してください。

※ 研究成果審査手数料は無料です。

３． 提出先

上記資料を揃えて、指導教員に提出してください。

４． 提出期限

研究成果の提出期限は、研究科内規に定める。

５．研究成果作成上の注意

研究成果題目には別題目（研究成果で用いた言語と異なる言語による題目）を加えることができます。

別題目を加える場合は研究成果題目の後に括弧を付けて別題目を併記してください。

研究成果および研究成果内容の要旨は、下記の様式に従って作成しなければ受理されません。

（1）研究成果および研究成果内容の要旨とも Word（A4 サイズ）またはこれに準ずるもので作成してください。

（2）研究成果および研究成果内容の要旨の書き方は、横書きで表面のみ使用し、左 2.5 ㎝、右 1.5 ㎝の余白を設けてください。

（3）研究成果表紙および内表紙、研究成果内容の要旨の表紙はそれぞれ次頁の様式を参照してください。

研究成果表紙

特定の課題についての
研究成果
年度

近畿大学大学院
法学研究科法律学専攻
22-1-234-567
氏　　名

研究成果内表紙

特定の課題についての
研究成果

題　　目

研究成果内容の要旨表紙

特定の課題についての
研究成果
年度

研究成果内容の要旨
題　　目

近畿大学大学院
法学研究科法律学専攻
22-1-234-567
氏　　名

(1)、(2)、(3) A4 サイズに設定

修士の学位授与までの手順について

（1）研究成果の提出

学生は「学位論文審査に関する手引」を参照し研究成果を提出。

指導教員は付表 5 の添付資料（研究成果、研究成果内容の要旨）をまとめて専攻長に提出してください。

専攻長は付表 5 を当該学部（キャンパス）学生センターに提出してください。

（2）論文の受理

専攻長は研究成果の受理を専攻会議にはかり、同時に審査委員を決定し、審査委員名簿を当該学部（キャンパス）学生センターに提出してください。（付表 6 は各専攻で作成）

（3）論文の審査

専攻長より研究成果を主査・副主査に配付し審査を依頼します。

（4）公聴会および最終試験

研究成果提出者の研究成果を確認するため審査委員は研究成果を中心として口頭または筆答試問を行います。ただし必要により関連の科目について行うこともあります。

（5）研究成果審査結果の報告

主査は審査結果の意見にもとづき、審査結果の報告書（付表 7）および最終試験結果の報告書（付表 8）を作成し、研究成果および上記必要書類を専攻長に提出してください。

専攻長はこれらをとりまとめ当該学部（キャンパス）学生センターに提出してください。

（6）研究成果の審査および最終試験の合否議決

研究科委員会

（あらかじめ研究科委員に審査結果の報告書をとりまとめ配付します）

（7）学位授与の承認

大学院委員会（6 月・9 月・12 月・3 月）

（8）修士の学位授与

学長

付　　表

≪特定の課題についての研究成果≫

【学位申請者作成】

（付表 5）特定の課題についての研究成果の審査および最終試験受験申請書

特定の課題についての研究成果の内容の要旨

【研究科作成】

（付表 6）修士論文審査委員（予定）名簿

（付表 7）特定の課題についての研究成果の審査結果の報告書

特定の課題についての研究成果の審査結果の要旨

（付表 8）特定の課題についての研究成果の最終試験結果の報告書

付表５

学籍番号：

近畿大学特定の課題についての研究成果の審査
および最終試験受験申請書

年　　月　　日

近畿大学
学長　細井　美彦　殿

学位申請者
申請学位　：　修士（　　学）

研 究 科　：

専　　攻　：

指導教員　：
（専修科目）　：

ふりがな　：　○○　○○
氏　　名　：　○○　○○

生年月日　：　○○○○年○月○日

近畿大学学位規程第７条の規定により特定の課題についての研究成果の審査
および最終試験の受験を申請いたします。

研究成果題目	

添付書類	・特定の課題についての研究成果 ・特定の課題についての研究成果内容の要旨 （注）「特定の課題についての研究成果・内容の要旨」は本学規定の書式によること。

（修士学位申請用）

研　究　成　果　内　容　の　要　旨

付表 6

研究科　　専攻

特定の課題についての研究成果の審査委員（予定）名簿

専攻長

入学年度	学籍番号	氏名	専修科目 （指導教員）	研究成果題目	主査	副主査	副主査

付 表 7

特定の課題についての研究成果の審査結果の報告書

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生 年 月 日　　年　　月　　日

学 位 の 種 類　　修　　士　（　　学）

学位授与の条件　　学 位 規 程 第 4 条 該 当
（修士の学位）

合否判定資料の研究成果題目と一致しているか確認をしてください。

研究成果題目 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

審 査 委 員

（主　査）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（副主査）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（副主査）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指 導 教 員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研　究　成　果　審　査　結　果　の　要　旨

付表 8

（修士）

特定の課題についての研究成果の最終試験結果の報告書 年　　月　　日	
審　査　委　員	主　査
	副主査
	副主査
学位申請者氏名	
研 究 成 果 題 目	

学位論文審査に関する手引

―博士論文の提出―

Ⅰ　課程修了による博士学位の申請について

1. 申請資格

博士後期課程に 3 年以上在学して正規の授業を受け既に所定の単位を修得した者または、論文審査終了までに修得する見込みのある者で、かつ外国語の学力等に関する検定に合格した者とする。

2. 提出書類および提出先

提出書類		提出先	
		研究科委員会	各学部（各キャンパス） 学生センター
1	博士論文審査および最終試験受験申請書 （付表 9）	1 通	－
2	履歴書（付表 11）	1 通	－
3	成績証明書	1 通	－
4	データ（USB、CD-R 等） （博士論文、論文要旨、論文目録、 欧文梗概のデータを保存したもの）	－	1 部
5	インターネット公表確認書 （付表 23～25）	－	1 部
6	インターネット公表保留事由書 （インターネット公表ができない場合のみ 必要）	1 部 （書式任意）	―

※研究科委員会には、指導教員を通じて提出してください。

3. 提出期限

博士論文提出の期限は、研究科内規に定める。

4. 博士論文作成上の注意

A. 邦文による博士論文の場合

論文題目には欧文による別題目を加えることができます。

別題目を加える場合は論文題目の後に括弧を付けて別題目を併記してください。

(1) 論文などに使用する文字の大きさは、次のとおりです。

(a) 論文表紙：表紙に記載する文字の大きさは、次のとおりです。

「博士学位論文」 42 ポイント

「論文題目」 18 ポイント ゴシック

「大学院名等」 16 ポイント

「氏名」 18 ポイント ゴシック

「背文字」 8 ポイント ゴシック

（ただし、論文題目の字数によっては 10 ポイントまたは 9 ポイントのゴシック）

※文字の配置については、装丁見本（付表 17-1）を参照。

(b) 論文内表紙：内表紙に記載する文字の大きさは、論文表紙と同じものです。

なお、内表紙には、論文の提出年月日（受験申請書類提出日）を記入してください。

その文字の大きさは 12 ポイントとします。

※文字の配置については、装丁見本（付表 17-2）を参照。

(c) 論文要旨の表紙：表紙に記載する文字の大きさは、次のとおりです。

「論文要旨」 22 ポイント ゴシック

その他については、論文内表紙の体裁と同じものです。

装丁見本（付表 18 - 1 ）を参照。

(d) 論文目録の表紙：表紙に記載する文字の大きさは、次のとおりです。

「論文目録」 22 ポイント ゴシック

体裁については、論文表紙と同じものです。

ただし、論文題目を書く必要はありません。装丁見本（付表 19）を参照。

(e) 欧文による論文の内容梗概の表紙：表紙に記載する文字の大きさは、次のとおりです。

「SUMMARY」 18 ポイント

「NAME」 18 ポイント

「TITLE」 14 ポイント程度（タイトルの長さに応じて調整可）

装丁見本（付表 20）を参照。

(f) 論文、論文要旨、論文目録、欧文による内容梗概などの本文の文字の大きさは 10～12 ポイントと し、表題等については、ゴシックまたは適当な大きさの文字を使用してください。

(g) 論文の体裁は、次のとおりです。すなわち、目次、序論、本論、文献、謝辞の順に記載してください。なお、謝辞のページには、ページ番号を付けないでください。

(2) 論文要旨の最終ページには、「研究業績一覧表」(付表 18-2)を付けてください。一覧表には論文題目・著者・発表誌名等（巻・発表年月・ページ等）を記載し、かつ論文内容との対比を示してください。なお、裏表紙の内側には、付表 18-3 の内容を記載してください。

(3) 論文目録の記載の形式は、まず、主論文を新しいものから年代順に番号を付けて配列し、続いて、同様に副論文（参考論文）を年代順に配列してください。

B. 欧文による博士論文の場合

論文題目には邦文等による別題目を加えることかできます。別題目を加える場合は論文題目の後に括弧を付けて別題目を併記してください。

（1）論文表紙の体裁は、邦文による博士論文の場合と同じです。

（2）論文内表紙に記載する内容は邦文のものと同じですが、すべて欧文によるものとします。

※文字の配置については、装丁見本（付表 21-1、21-2、22-1、22-2）を参照。

その他

企業との共同研究の論文等の場合は、事前にインターネット公表の了解を得ておいてください。

II　論文提出による博士学位の申請について

1. 申請資格

専攻学術および外国語に関する学力につき、博士後期課程所定の単位を修得した者と同等以上の学力の有無を判定するための口頭または筆答試問に合格した者とする。

ただし、研究科委員会が業績・経歴等により学力の確認を行いうると認めたときは、検定の全部または一部を免除することができる。

2. 提出書類および提出先

提出書類		提出先	
		研究科委員会	各学部（各キャンパス） 学生センター
1	博士論文審査および最終試験受験申請書 （付表 10）	1 通	－
2	履歴書（付表 11）	1 通	－
3	データ（USB、CD-R 等） （博士論文、論文要旨、論文目録、 欧文梗概のデータを保存したもの）	－	1 部
4	インターネット公表確認書 （付表 23～25）	－	1 部
5	インターネット公表保留事由書 （インターネット公表ができない場合のみ 必要）	1 部 （書式任意）	―

※研究科委員会には、指導教員を通じて提出してください。

3. 申請期限

毎年 2 月・5 月中旬または 7 月・11 月までとします。

4. 博士論文作成上の注意

A. 邦文による博士論文の場合

論文題目には欧文による別題目を加えることができます。

別題目を加える場合は論文題目の後に括弧を付けて別題目を併記してください。

(1) 論文などに使用する文字の大きさは、次のとおりです。

(a) 論文表紙：表紙に記載する文字の大きさは、次のとおりです。

「博士学位論文」 42 ポイント

「論文題目」 18 ポイント ゴシック

「氏名」 18 ポイント ゴシック

「背文字」 8 ポイント ゴシック

（ただし、論文題目の字数によっては 10 ポイントまたは 9 ポイントのゴシック）

※文字の配置については、装丁見本（付表 17-1）を参照。

(b) 論文内表紙：内表紙に記載する文字の大きさは、論文表紙と同じものです。

なお、内表紙には、論文の提出年月日（受験申請書類提出日）を記入してください。

その文字の大きさは 12 ポイントとします。

※文字の配置については、装丁見本（付表 17-2）を参照。

(c) 論文要旨の表紙：表紙に記載する文字の大きさは、次のとおりです。

「論文要旨」 22 ポイント ゴシック

その他については、論文内表紙の体裁と同じものです。

装丁見本（付表 18 - 1 ）を参照。

(d) 論文目録の表紙：表紙に記載する文字の大きさは、次のとおりです。

「論文目録」 22 ポイント ゴシック

体裁については、論文表紙と同じものです。

ただし、論文題目を書く必要はありません。装丁見本（付表 19）を参照。

(e) 欧文による論文の内容梗概の表紙：表紙に記載する文字の大きさは、次のとおりです。

「SUMMARY」 18 ポイント

「NAME」 18 ポイント

「TITLE」 14 ポイント程度（タイトルの長さに応じて調整可）

装丁見本（付表 20）を参照。

(f) 論文、論文要旨、論文目録、欧文による内容梗概などの本文の文字の大きさは 10～12 ポイントと し、表題等については、ゴシックまたは適当な大きさの文字を使用してください。

(g) 論文の体裁は、次のとおりです。すなわち、目次、序論、本論、文献、謝辞の順に記載してください。なお、謝辞のページには、ページ番号を付けないでください。

(2) 論文要旨の最終ページには、「研究業績一覧表」(付表 18-2)を付けてください。一覧表には論文題目・著者・発表誌名・発表年月を記載し、かつ論文内容との対比を示してください。なお、裏表紙の内側には、付表 18-3 の内容を記載してください。

(3) 論文目録の記載の形式は、まず、主論文を年代順に配列し、続いて、副論文（参考論文）を年代順に配列してください。

B. 欧文による博士論文の場合

論文題目には邦文等による別題目を加えることかできます。別題目を加える場合は論文題目の後に括弧を付けて別題目を併記してください。

（1）論文表紙の体裁は、邦文による博士論文の場合と同じです。

（2）論文内表紙に記載する内容は邦文のものと同じですが、すべて欧文によるものとします。

※文字の配置については、装丁見本（付表 21-1、21-2、22-1、22-2）を参照。

その他

企業との共同研究の論文等の場合は、事前にインターネット公表の了解を得ておいてください。

博士学位論文審査料（手数料）

<table>
<tr><th>種類</th><th>区分</th><th>研究科名</th><th>審査手数料</th></tr>
<tr><td rowspan="4">博士学位</td><td rowspan="2">課程修了者の学位申請</td><td>法学
商学
経済学
総合理工学
薬学
農学
生物理工学
システム工学
産業理工学</td><td>無料</td></tr>
<tr><td>医学</td><td>50,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">論文提出による者の学位申請</td><td>法学
商学
経済学
総合理工学
薬学
農学
生物理工学
システム工学
産業理工学</td><td>（１）　本学園の専任教職員の場合：
50,000円
（２）　上記（１）以外の場合：
200,000円</td></tr>
<tr><td>医学</td><td>（１）　本学園の専任教職員の場合：
100,000円
（２）　大学院医学特別研究生：
250,000円</td></tr>
</table>

博士の学位授与までの手順について

【学位授与の主な手順】		【研究科内の作業手順】
（1）「(課程修了による）または（論文提出による）博士論文の提出について」を参照。	**論文の受付**	（1）専攻内で非公式の論文発表会を行います。（形式・参加資格などについては、各専攻の判断による。）
（2）課程修了による博士学位申請者は外国語の検定を行います。(付表 9) 論文提出による博士学位申請者は学力の確認と外国語の検定を行います。(付表 10)	**学力の確認 外国語の検定**	（2）論文提出による博士学位申請者の学力の確認は原則として「主要科目・関連科目を含めて 4 科目」とします。ただし運用にあたっては、論文の内容・申請者の学歴・研究歴等を考慮して、各専攻で処理してください。 （3）論文を受付けた後、専攻長は専攻会議にはかり審査委員（予定）名簿（付表 12）を研究科長に提出してください。
（3）研究科委員会	**論文の受理 審査委員の決定**	（4）論文、論文内容の要旨、論文目録、欧文による論文の梗概（邦文による論文のみ添付)、申請書（付表 9・10)、履歴書、学力の確認、外国語の検定証明書（付表 11・13・14)、審査委員（予定）名簿（付表 12）を当該学部(キャンパス)学生センターに提出してください。
	論文の審査	
	公聴会	（5）掲示・案内文の原稿を当該学部(キャンパス)学生センターに提出してください。
（4）論文提出者の研究成果の確認をする目的をもって審査委員が博士論文を中心として口頭または筆頭試問によって行います。ただし必要により関連の科目について行うこともあります。	**最終試験**	（6）審査委員は論文審査および最終試験が終了したときは、学位論文審査結果の報告書・論文内容の要旨・審査結果の要旨（付表 15)・外国語の検定試験合格証明書（付表 13）または学力の確認および外国語の検定合格証明書（付表 14)・最終試験結果の報告書（付表 16）に学位授与の可否についての意見を添えて、研究科長に提出してください。
（5）研究科委員会	**論文審査結果 および 最終試験の 合否議決**	
（6）大学院委員会（6 月・9 月・12 月・3 月）で承認されたのち、学長の承認により学位授与が認められます。	**学位授与の承認 学位授与**	（7）学位修得者の手続きとして、学位を授与された直後、博士論文・論文要旨・論文目録・欧文梗概の電子データを各学部(キャンパス)学生センターに提出してください。
（7）中央図書館	**リポジトリ公開**	（8）博士学位論文インターネット公表（近畿大学学術情報リポジトリ掲載）確認書を各学部(キャンパス)学生センターに提出してください。(付表 23-25 参照）中央図書館より公表いたします。

≪重要≫博士論文のインターネット公表について

◆平成 25 年 4 月に学位規則が改正され、平成 25 年 4 月 1 日以降に博士の学位を授与された者は、博士論文の全文を近畿大学学術情報リポジトリにて公表する必要があります。
（参考）学位規則の一部を改正する省令の施行について．文部科学省.
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm

◆「やむを得ない事由」により、博士の学位を授与された日から 1 年を超えて全文を公表できない場合は、学位規則により、**要約（様式は任意）**を近畿大学学術情報リポジトリにて公表することが義務付けられています。
「やむを得ない事由」には、下記のような例があります。
(1)著作権保護、個人情報保護に関する内容を含んでおり、博士論文の全文をインターネット公表することができない場合。
(2)出版刊行、二重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許申請などの理由により、博士論文の全文をインターネット公表することで明らかに不利益が生じる場合。

【主な出版社の著作権ポリシー確認 web サイト】
(a)日本の学術雑誌の場合：SCPJ 学協会著作権ポリシーデータベース
https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/page/133
(b)海外の学術雑誌の場合：SHERPA/ROME 海外出版社の著作権ポリシーデータベース
http://www.sherpa.ac.uk/romeo/index.php

◆**要約（様式は任意）**は、論文要旨とは異なり、要旨より一定程度のボリュームを持つものを指します。別途作成の上、 電子データを提出してください。

◆「やむを得ない事由」が無くなった場合には、博士論文の全文を近畿大学学術情報リポジトリにて公表することが義務付けられています。

付　　表

≪ 博 士 論 文 ≫

【学位申請者作成】

（付表 9）　近畿大学博士論文審査および最終試験受験申請書
（課程修了による学位申請用）

（付表 10）　近畿大学博士論文審査および最終試験受験申請書
（論文提出による学位申請用）

（付表 11）　履歴書

（付表 17-1）　論文装丁見本

（付表 17-2）　論文内表紙見本

（付表 18-1）　論文要旨装丁見本

（付表 18-2）　研究業績一覧表

（付表 18-3）　裏表紙

（付表 19）　論文目録装丁見本

（付表 20）　SUMMARY 装丁見本

（付表 21-1）　英語論文装丁見本

（付表 21-2）　英語論文内表紙見本

（付表 22-1）　英語論文要旨装丁見本

（付表 22-2）　裏表紙

（付表 23）　博士論文インターネット公表（近畿大学学術情報リポジトリ掲載）確認書

（付表 24）　博士学位論文本文のインターネット公表可否確認①詳細

（付表 25）　博士学位論文本文のインターネット公表可否確認②詳細

【研究科作成】

	書　類　名	課程修了	論文博士
付表 12	博士論文審査委員（予定）名簿	○	○
付表 13	外国語検定試験合格証明書	○	×
付表 14	学力の確認および外国語の検定合格証明書	×	○
付表 15	学位論文審査結果の報告書 論文内容の要旨 論文審査結果の要旨	○	○
付表 16	博士学位論文最終試験結果の報告書	○	○

付表 9

学籍番号：

近畿大学博士論文審査および最終試験受験申請書

年　　月　　日

近畿大学
学長　細井　美彦　殿

学位申請者
申請学位　：　博士（　　学）

出身大学・学部・学科　：
○○大学○○学部○○学科
○○年○月○日卒業

大学院課程・研究科・専攻　：
○○大学院○○課程
○○研究科○○専攻修了

ふりがな　：　○○　○○
氏　　名　：　○○　○○

生年月日　：　○○○○年○月○日

近畿大学学位規程第 14 条の規定により博士論文の審査および
最終試験の受験を申請いたします。

外国語の検定受検 外国語名	
論文題目	

添付書類	・論文 ・論文目録 ・論文内容の要旨 ・欧文による論文の梗概（邦文による論文の場合のみ） ・履歴書　１通 （注）①「履歴書」は所定の用紙を使用のこと。 ②「論文・目録・内容の要旨・梗概」は本学規定の書式によること。

（課程修了による学位申請用）

付表 10

近畿大学博士論文審査および最終試験受験申請書

年　　月　　日

近畿大学
学長　細井　美彦　殿

学位申請者
申請学位　：　博士（　　学）

出身大学・学部・学科　：
○○大学○○学部○○学科
○○年○月○日卒業

大学院課程・研究科・専攻　；
○○大学院○○課程
○○研究科○○専攻修了

ふりがな　：　○○　○○
氏　　名　：　○○　○○

生年月日　：　○○○○年○月○日

近畿大学学位規程第 22 条又は第 23 条の規定により博士論文の審査
および最終試験の受験を申請いたします。

外国語の検定受検 外国語名	
論文題目	

添付書類	・論文 ・論文目録 ・論文内容の要旨 ・欧文による論文の梗概（邦文による論文の場合のみ） ・履歴書　１通 （注）①「履歴書」は所定の用紙を使用のこと。 ②「論文・目録・内容の要旨・梗概」は本学規定の書式によること。

（論文提出による学位申請用）

付表 11

履　　歴　　書

年　　月　　日現在

ふりがな		性　別
氏　　名		男・女
生年月日	年　　月　　日生 （満　　歳）	※本籍・国籍 都　道 府　県

写真を貼る位置

1. 縦 36～40 mm
   横 24～30 mm
2. 本人単身胸から上
3. 裏面にのりづけ
4. 裏面に氏名記入

ふりがな 現住所　〒	電話 （　　）　　－ ＦＡＸ （　　）　　－
E-mail	携帯電話 （　　）　　－
ふりがな 連絡先　〒　　（現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入）	電話 （　　）　　－ ＦＡＸ （　　）　　－

年	月	学歴･職歴（各別にまとめて記載）

※本籍は文部科学省へ学位授与報告書を提出する際に使用します。国籍は外国籍の方のみ記入してください。

※学歴については義務教育課程の記入は不要。色インク、楷書、算用数字で記入してください。

年	月	学歴･職歴（各別にまとめて記載）

付表 12

研究科　　専攻　博士論文審査委員（予定）名簿

専攻長

入学年度	学籍番号	氏名	専修科目 （指導教員）	博士論文題目	主査	副主査	副主査

付表 13

課　博

外 国 語 検 定 試 験 合 格 証 明 書

学位申請者氏名

生　年　月　日　　年　　月　　日生

外　国　語	判　定	実施年月日
	合	年　　月　　日

上記のとおり学位申請のための外国語検定試験に
合格したことを証明する

年　　月　　日

近畿大学大学院　　研究科長　　印

付表 14

論　博

学力の確認および外国語の検定合格証明書

学位申請者氏名

生　年　月　日　　年　　月　　日生

科　目　名	判　定	実施年月日
専　門：	合	年　　月　　日
外国語：	合	年　　月　　日

上記のとおり学位申請のための学力および外国語の検定試験に
合格したことを証明する

年　　月　　日

近畿大学大学院　　研究科長　　印

付 表 15

学位論文審査結果の報告書

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生 年 月 日　　年　　月　　日

本 籍（国籍） ＿＿＿＿＿＿＿＿

番号は必ず記入
してください。

学位の種類　　博　　士　（　　学）

学位記番号　　第　　号

学位授与の条件　　学位規程第５条該当
（博士の学位）

合否判定資料の論文題目と一致
しているか確認してください。

論 文 題 目 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学位論文受理日　　年　　月　　日

学位論文審査終了日　　年　　月　　日

審 査 委 員

（主　査） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（副主査） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（副主査） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指 導 教 員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

論　文　内　容　の　要　旨

論　文　審　査　結　果　の　要　旨

付表 16

（課程・論文）

博士学位論文最終試験結果の報告書 年　月　日	
審　査　委　員	主　査
	副主査
	副主査
学位申請者氏名	
論　文　題　目	

付表 17-1（論文表紙）

都市環境計画に関する研究

博士学位論文

都市環境計画に関する研究
―都市エネルギー計画の手法について―

近大　太郎

近畿大学大学院
××研究科××××専攻

論文提出の場合には不要

近　大　太　郎

付表 17-2（論文内表紙）

博 士 学 位 論 文

都市環境計画に関する研究
ー都市エネルギー計画の手法についてー

年　　月　　日

近畿大学大学院
××研究科××××専攻

論文提出の場合には不要

近　大　太　郎

付表 18-1（論文要旨）

博 士 学 位 論 文

論 文 要 旨

都市環境計画に関する研究
―都市エネルギー計画の手法について―

年　　月　　日
※論文の提出年月日（受験申請書類提出日）を記載

近畿大学大学院
××研究科××××専攻
論文提出の場合には不要

近　大　太　郎

付表 18-2

研究業績一覧表

論文題目	著者	発表誌名等 （巻・発表年月・ページ等）	博士学位論文 内容との対比

付表 18-3

博士論文の印刷公表	公表年月日	出版物の種類および名称
	（大学院委員会開催日を記入）	博士学位論文
	公表内容	（論文のタイトルを記入）
	全文・要約	（全文か要約を記入）

論文要旨の最後の頁に所要事項を記入してください。

博士学位論文

論 文 目 録

近畿大学大学院
××研究科××××専攻

論文提出の場合には不要

近　大　太　郎

SUMMARY

STUDY ON SURFFACE PROPERTIES AND ADSORPTION BEHAVIOR OF ACTIVATED CARBON

KINDAI TARO

付表 21-1（英語論文）

Study on Biological Functionalities of Plant Secondary Metabolites

KINDAI TARO

博 士 学 位 論 文

Study on Biological Functionalities of Plant Secondary Metabolites

近畿大学大学院
××研究科××××専攻

近　大　太　郎

付表 21-2（英語論文内表紙）

博 士 学 位 論 文

Study on Biological Functionalities of Plant Secondary Metabolites

年　月　日

近畿大学大学院
××研究科××××専攻

近　大　太　郎

付表 22-1（英語論文要旨）

博 士 学 位 論 文

論文要旨

Study on Biological Functionalities of Plant Secondary Metabolites
（植物二次代謝産物の機能性開発に関する研究）

年　月　日

近畿大学大学院
××研究科××××専攻

近　大　太　郎

付表 22-2

博士論文の印刷公表	公表年月日	出版物の種類および名称
	（大学院委員会開催日を記入）	博士学位論文
	公表内容	（論文のタイトルを記入）
	全文・要約	（全文か要約を記入）

付表 23

博士論文インターネット公表（近畿大学学術情報リポジトリ掲載）確認書

年　　月　　日

近畿大学学長　殿

私が執筆した博士論文（全文）について、インターネット公表について、下記のとおり確認いたしました。

学位の区分	課程 ・ 論文	申請学位	博士（　　）
学位授与日	年　　月　　日	学位記番号	号
学籍番号		所属	
ふりがな 氏　　名			
論文題目 （和文）			
論文題目 （英文/その他）			
公表方法	□ 全文公表する □ やむを得ない事由により要約公表する ※ただし、「やむを得ない事由」がなくなった場合には、当該論文の全文を公表することとします。		
全文公表の場合 公表開始可能日	□ 学位授与後すぐに公表できる □　　年　　月　　日から公表できる（学位授与日から 1 年以内）		
要約公表する やむを得ない 事由	□ 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む。 □ 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む。 □ 図書の出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から 1 年を超えて生じる。 ※その他、インターネットによる公表ができない特別な事由がある場合はご記入ください。 上記の具体的理由： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿		
要約公表とする 期間	□　　年　　月　　日まで □ 未定（理由　　）		
現在の連絡先	Tel：　　E-mail：		
修了後の連絡先	Tel：　　E-mail：		
指導教員			

付表 24

〈博士学位論文本文のインターネット公表可否確認①〉詳細

以下の□にチェックしてください。また必要箇所には記入してください。
　また、公表可能日が未定で、公表できない事由が解消された場合は、速やかに担当までご連絡ください。

□　【学術誌等掲載、図書出版】

項目	報告内容	出版社等の著作権ポリシーの確認結果
□学術誌等への掲載	□投稿しなかった。 □掲載されなかた。	（全文の公表となります）
	□掲載済み （※掲載状況は下記のとおり）	□公表が可であることを確認。 □公表が不可であることを確認。 □確認することができなかったため、 大学における調査を希望。
□図書出版	□出版しなかった。	（全文の公表となります）
	□出版済み （※出版状況は下記のとおり）	□公表が可であることを確認。 □公表が不可であることを確認。 □確認することができなかったため、 大学における調査を希望。

※出版または掲載状況

論文①

題　　名			
出版又は掲載日	年　　月　　日		
出版物等の種類			
出版物等の名称			
出版社等の名称			
公表の可否	□可　　□否	公表条件	

論文②

題　　名			
出版又は掲載日	年　　月　　日		
出版物等の種類			
出版物等の名称			
出版社等の名称			
公表の可否	□可　　□否	公表条件	

付表 25

〈博士学位論文本文のインターネット公表可否確認②〉詳細

□【特許・実用新案出願】

項目	報告内容	インターネット公表方法について
特許・実用新案出願	□特許を出願しなかった。 □出願公開済み【　　年　　月】	（全文の公表となります）
	□実用新案を出願しなかった。 □審査結果確定済み【　　年　　月】	

□【その他の事由の消滅】

項目	報告内容	インターネット公表方法について
その他の事由の消滅理由	（具体な事由を記載してください）	（全文の公表となります）

事務記入用	学内授与番号	第　　号
	備　　考	

＜要約の提出＞

博士論文本文のインターネット公表ができない場合は、要約（様式は任意）のインターネット公表が義務付けられています。

要約は、論文要旨とは異なり、要旨より大部で一定程度のボリュームを持つものを指します。要約を別途作成の上、電子データとして提出してください。

【本件の問い合わせ・連絡先】
近畿大学　中央図書館学生センター　図書総務課

TEL：06-4307-3086　　E-mail：clib@itp.kindai.ac.jp

記入例（全文公表）

付表 23

博士論文インターネット公表（近畿大学学術情報リポジトリ掲載）確認書

2024 年　XX 月　XX 日

近畿大学学長　殿

私が執筆した博士論文（全文）について、インターネット公表について、下記のとおり確認いたしました。

学位の区分	(課程)・論文	申請学位	博士（　　農学　　）
学位授与日	2024 年　3 月　19 日	学位記番号	農第　5001　号
学籍番号	23-1-123-4567	所属	農学研究科
ふりがな 氏　　名	きんだい　たろう 近大　　太郎		
論文題目 （和文）	論文題目（和文）を記入		
論文題目 （英文/その他）	論文題目（英文）を記入		
公表方法	■　全文公表する □　やむを得ない事由により要約公表する ※ただし、「やむを得ない事由」がなくなった場合には、当該論文の全文を公表することとします。		
全文公表の場合 公表開始可能日	■　学位授与後すぐに公表できる □　　年　　月　　日から公表できる（学位授与日から 1 年以内）		
要約公表する やむを得ない 事由	□ 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む。 □ 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む。 □ 図書の出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から 1 年を超えて生じる。 ※その他、インターネットによる公表ができない特別な事由がある場合はご記入ください。 上記の具体的理由： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿		
要約公表とする 期間	□　　年　　月　　日まで □ 未定（理由　　）		
現在の連絡先	Tel：090-XXXX-XXXX　　E-mail：2311234567s@kindai.ac.jp		
修了後の連絡先	Tel：090-XXXX-XXXX　　E-mail：●●●●@gmail.com		
指導教員	小若江　一郎		

記入例（全文公表）

付表 24

〈博士学位論文本文のインターネット公表可否確認①〉詳細

以下の□にチェックしてください。また必要箇所には記入してください。
　また、公表可能日が未定で、公表できない事由が解消された場合は、速やかに担当までご連絡ください。

□　【学術誌等掲載、図書出版】

項目	報告内容	出版社等の著作権ポリシーの確認結果
■学術誌等への掲載	□投稿しなかった。 □掲載されなかた。	（全文の公表となります）
	■掲載済み （※掲載状況は下記のとおり）	■公表が可であることを確認。 □公表が不可であることを確認。 □確認することができなかったため、 大学における調査を希望。
□図書出版	■出版しなかった。	（全文の公表となります）
	□出版済み （※出版状況は下記のとおり）	□公表が可であることを確認。 □公表が不可であることを確認。 □確認することができなかったため、 大学における調査を希望。

※出版または掲載状況

論文①

題　　名	論文タイトルを記入		
出版又は掲載日	2023 年　6 月　30 日		
出版物等の種類	学術雑誌		
出版物等の名称	雑誌名を記入		
出版社等の名称	出版社名を記入		
公表の可否	■可　　□否	公表条件	論文掲載後 3 カ月後に公開可

主論文をすべて記入してください。
主論文が 3 本以上ある場合は、
この用紙を複製し、複数枚提出してください。

論文②

題　　名	論文タイトルを記入		
出版又は掲載日	2023 年　10 月　30 日		
出版物等の種類	学術雑誌		
出版物等の名称	雑誌名を記入		
出版社等の名称	出版社名を記入		
公表の可否	■可　　□否	公表条件	著者最終稿を公表可

公表条件の確認方法は、
P.47《重要》博士論文のインターネット公表についてを参照ください。

記入例（全文公表）

付表 25

〈博士学位論文本文のインターネット公表可否確認②〉詳細

□【特許・実用新案出願】

項目	報告内容	インターネット公表方法について
特許・実用新案出願	■特許を出願しなかった。 □出願公開済み【　　年　　月】	（全文の公表となります）
	■実用新案を出願しなかった。 □審査結果確定済み【　　年　　月】	

□【その他の事由の消滅】

項目	報告内容	インターネット公表方法について
その他の事由の消滅理由	（具体な事由を記載してください）	（全文の公表となります）

事務記入用	学内授与番号	第　　号
	備　　考	

＜要約の提出＞

博士論文本文のインターネット公表ができない場合は、要約（様式は任意）のインターネット公表が義務付けられています。

要約は、論文要旨とは異なり、要旨より大部で一定程度のボリュームを持つものを指します。要約を別途作成の上、電子データとして提出してください。

【本件の問い合わせ・連絡先】
近畿大学　中央図書館学生センター　図書総務課

TEL：06-4307-3086　　E-mail：clib@itp.kindai.ac.jp

記入例（要約公表）

付表 23

博士論文インターネット公表（近畿大学学術情報リポジトリ掲載）確認書

2024 年　XX 月　XX 日

近畿大学学長　殿

私が執筆した博士論文（全文）について、インターネット公表について、下記のとおり確認いたしました。

学位の区分	課程 ・（論文）	申請学位	博士（　　農学　　）
学位授与日	2024 年　9 月　XX 日	学位記番号	農第 5002 号
学籍番号	23-1-234-5678	所属	農学研究科
ふりがな 氏　　名	きんだい　はなこ 近大　　花子		
論文題目 （和文）	論文題目（和文）を記入		
論文題目 （英文/その他）	論文題目（英文）を記入		
公表方法	□　全文公表する ■　やむを得ない事由により要約公表する ※ただし、「やむを得ない事由」がなくなった場合には、当該論文の全文を公表することとします。		
全文公表の場合 公表開始可能日	□　学位授与後すぐに公表できる □　　年　　月　　日から公表できる（学位授与日から 1 年以内）		
要約公表する やむを得ない 事由	□ 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む。 □ 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む。 ■ 図書の出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から 1 年を超えて生じる。 ※その他、インターネットによる公表ができない特別な事由がある場合はご記入ください。 上記の具体的理由： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿		
要約公表とする 期間	■　2025 年　9 月　30 日まで □　未定（理由　　）		
現在の連絡先	Tel：090-XXXX-XXXX　　E-mail：2312345678a@kindai.ac.jp		
修了後の連絡先	Tel：090-XXXX-XXXX　　E-mail：▲▲▲▲@gmail.com		
指導教員	小若江　一郎		

要約公表を希望する場合は、要約を別途作成し、提出してください。
※要約は、要旨とは別に作成してください。

当該期間終了後に、学位論文全文をインターネット上で公開します。

記入例（要約公表）

付表 24

〈博士学位論文本文のインターネット公表可否確認①〉詳細

以下の□にチェックしてください。また必要箇所には記入してください。
　また、公表可能日が未定で、公表できない事由が解消された場合は、速やかに担当までご連絡ください。

□　【学術誌等掲載、図書出版】

項目	報告内容	出版社等の著作権ポリシーの確認結果
■学術誌等への掲載	□投稿しなかった。 □掲載されなかた。	（全文の公表となります）
	■掲載済み （※掲載状況は下記のとおり）	■公表が可であることを確認。 □公表が不可であることを確認。 □確認することができなかったため、 大学における調査を希望。
□図書出版	■出版しなかった。	（全文の公表となります）
	□出版済み （※出版状況は下記のとおり）	□公表が可であることを確認。 □公表が不可であることを確認。 □確認することができなかったため、 大学における調査を希望。

※出版または掲載状況

論文①

題　　名	論文タイトルを記入		
出版又は掲載日	2023 年　6 月　30 日		
出版物等の種類	学術雑誌		
出版物等の名称	雑誌名を記入		
出版社等の名称	出版社名を記入		
公表の可否	■可　　□否	公表条件	論文掲載後 24 カ月後に公開可

主論文をすべて記入してください。
主論文が 3 本以上ある場合は、
この用紙を複製し、複数枚提出してください。

論文②

題　　名	論文タイトルを記入		
出版又は掲載日	2023 年　10 月　30 日		
出版物等の種類	学術雑誌		
出版物等の名称	雑誌名を記入		
出版社等の名称	出版社名を記入		
公表の可否	■可　　□否	公表条件	出版社版へのリンクを表示すること

公表条件の確認方法は、
P.47《重要》博士論文のインターネット公表についてを参照ください。

記入例（要約公表）

付表 25

〈博士学位論文本文のインターネット公表可否確認②〉詳細

□【特許・実用新案出願】

項目	報告内容	インターネット公表方法について
特許・実用新案出願	■特許を出願しなかった。 □出願公開済み【　　年　　月】	（全文の公表となります）
	■実用新案を出願しなかった。 □審査結果確定済み【　　年　　月】	

□【その他の事由の消滅】

項目	報告内容	インターネット公表方法について
その他の事由の消滅理由	（具体な事由を記載してください）	（全文の公表となります）

事務記入用	学内授与番号	第　　号
	備　　考	

＜要約の提出＞

博士論文本文のインターネット公表ができない場合は、要約（様式は任意）のインターネット公表が義務付けられています。

要約は、論文要旨とは異なり、要旨より大部で一定程度のボリュームを持つものを指します。要約を別途作成の上、電子データとして提出してください。

【本件の問い合わせ・連絡先】
近畿大学　中央図書館学生センター　図書総務課

TEL：06-4307-3086　　E-mail：clib@itp.kindai.ac.jp

令和 5 年度 作成版